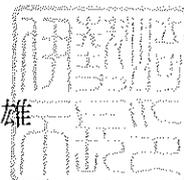


伊国保第1035号
令和8年1月29日

伊勢崎市国民健康保険運営協議会
会長 町田 浩也 様

伊勢崎市長 臂 泰 雄



子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の課税について（諮問）

このことについて、伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則（平成17年伊勢崎市規則第70号）第2条の規定により次のとおり意見を求めます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）に基づき、施策の実行に必要な財源として、令和8年度から、医療保険者は医療の給付等に係る保険税とあわせて、子ども・子育て支援納付金を賦課、徴収することとなりました。

つきましては、国民健康保険被保険者に係る、子ども・子育て支援納付金の課税について、伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）を一部改正し、次のとおり税率を定めたいので、貴審議会に御審議をいただきたく諮問するものです。

（子ども・子育て支援納付金分）

所得割額の率を「100分の0.3」とする。

被保険者均等割額を「1,200円」とする。

18歳以上被保険者均等割額を「100円」とする。

世帯別平等割額を「800円」とする。